

イベント開催時の基本的な感染防止策

令和2年9月16日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

- 1 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- 2 イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ[※]等をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- 3 イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。
- 4 イベントを開催する際には、出入口、トイレ等において消毒液を設置し、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。また、ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒を徹底すること。
- 5 イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。また、微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため、換気を強化すること。
- 6 イベントを開催する際には、人と人とが触れ合わない距離の確保すること（演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保）及び混雑時の身体的距離を確保した誘導を徹底すること。大声での歓声・声援等が想定されるイベントの場合は、隣席との身体的距離を確保すること。ただし、異なる観客グループ間では1席（立席の場合1m）空けることとし、同一の観客グループ（5名以内に限る）内では座席を空ける必要はないこと。
- 7 イベントを開催する際には、劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、自粛を促すこと。
- 8 イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。
- 9 その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。

10 イベント参加者には下記のことを徹底すること。

【イベント参加者への主な注意喚起事項】

- 発熱等の症状がある者はイベントに参加しないこと。
- イベントに参加する前に接触確認アプリ[※]等をインストールすること。また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- イベントに参加する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。
- イベントに参加する際には、出入口、トイレ等において手指消毒を徹底し、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- イベントに参加する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えること。
- イベントに参加する際には、劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、自粛すること。
- イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避）をとること。

※接触確認アプリ等

①京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス

不特定多数の人が集まる施設やイベントを対象にスマートフォンアプリ「こことろ」による位置情報サービスを利用し、感染者との接触の可能性のある利用者に、メールで保健所への相談を促す等注意喚起

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenroku.html>

②新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用し、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触(1m 以内 15 分以上)した可能性について通知

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

③京都市新型コロナ安心追跡サービス

不特定多数の人が集まる施設やイベントを対象に、QR コードを利用し、感染者との接触の可能性のある利用者に、メールで保健所への相談を促す等注意喚起

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>